

議題（１） 平成３１年度事業計画及び予算について

資料１

２０１９（平成３１）年度

事業計画書及び収支予算書

（２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日まで）

事業計画書

I 基本的考え方

平成25年3月29日に出された「緊急災害時動物救援本部評価委員会報告書－中間報告－」において緊急災害時動物救援本部（平成8年、公益社団法人日本獣医師会、公益財団法人日本動物愛護協会、公益社団法人日本動物福祉協会及び公益社団法人日本愛玩動物協会で構成された任意団体。以下「旧救援本部」という。）の組織体制及び事業内容の見直し等について指摘されたことから、平成26年6月25日に一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部を設立し、さらに平成28年3月8日に一般財団法人ペット災害対策推進協会と名称変更を行い、組織体制の整備や実施事業の見直し、強化・拡充を図ってきました。

また、法人格を有する財団として適切に業務を遂行できるようにするため、平成30年4月1日から事務所を新宿区から江戸川区に移転し、事務局体制も一新するとともに、ホームページのリニューアルを行いました。

一方、阪神淡路大震災から24年余りが経過しましたが、その間、災害時のペット救護を行う団体も飛躍的に増加するとともに、災害対策が「動物の愛護及び管理に関する法律」にも規定されるなど、災害時におけるペットの救護を取り巻く状況は大きく変化してきています。

このような状況にかんがみ、動物愛護精神及び人と動物の絆を守る観点から、本協会として、天災・人災など不測の自然災害（以下「災害」という。）発生時において地方自治体、地方獣医師会又はそれらにより構成される現地動物救護本部（以下「現地動物救護本部」という。）が行う被災した犬・猫などの一般的な家庭動物及びその飼い主（以下「被災ペット等」という。）の救護活動に対する支援を行うこととします。

また、災害発生時、被災地において速やかに動物救護活動が行えるよう、平常時からの現地動物救護本部設置などの体制及び基盤の確保が図れるよう支援を行い、広く国民の間に動物を愛護する精神を啓発し、生命の尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図り、もって社会文化の発展に寄与することとします。

II 事業内容

1 発災時における被災したペット等に対する救援事業

平成30年度は、西日本豪雨など不測の災害が発生し、本協会では災害発生直後から速やかに被災ペット等の救護活動を実施しました。平成31年度も万が一災害が発生した場合には、現地動物救護本部等に対する被災ペット等の救護のための支援を円滑かつ迅速に実施します。具体的には次のような事業を実施していきます。

- ① 被災地での情報収集、現地調査
- ② 環境省、関係行政機関、被災地自治体・現地動物救護本部及び本協会の協力団体との連絡調整、動物救護活動に関する協力要請や支援
- ③ 現地動物救護本部が設置されていない場合の当該現地本部の組織化、活動に対する支援

- ④ 現地動物救護本部からの要請に基づくボランティア指導者の派遣、支援物資の送付調整、動物救護活動協力団体・動物保護施設リストの提供
- ⑤ 現地動物救護本部に代わっての寄附金募集
- ⑥ 海外からの支援の窓口

2 平常時における被災ペット等の救護活動に資するための事業

災害発生時に現地動物救護本部において被災動物救護活動が円滑かつ迅速に行われるためには平常時から準備が必要となります。そのため、本協会としては、次のような事業を実施していきます。

- ① 環境省、関係行政機関、関係団体との連携
- ② 既に組織化がされている現地動物救護本部、自治体、地方獣医師会等との連携、協力体制の確立に向けた協議
- ③ 都道府県、市町村などに対する情報の提供
- ④ 市町村に対する避難所での動物飼育に関する助言
- ⑤ 飼い主に対する同行避難、避難所でのペットの適正な飼育管理などの普及啓発
 - ・ 一般飼い主向けのセミナー開催
 - ・ 普及啓発パネルの貸出し、普及啓発用パンフレットの配布
 - ・ 講師の派遣
- ⑥ 本協会協力団体との物資支援に関する調整
- ⑦ 動物救護活動協力団体や動物施設リストの作成
- ⑧ 動物救護活動に関する指導者の育成や動物救護活動に関する研修
- ⑨ 被災ペット等の救護に関する調査研究及び普及教育活動への助成

3 組織体制拡充事業

(1) 事業継続計画の検討

首都直下型地震等の災害が発生した場合にあっても事業を継続できるように、BCP（事業継続計画：Business Continuity Plan）^{※注}の策定に向けた検討を行います。

※注： BCP—災害などリスクが発生したときに重要業務が中断しないように、また、万一事業活動が中断した場合でも目標復旧時間内に重要な機能を再開させて業務中断に伴うリスクを最低限にするために、平時から事業継続について戦略的に準備しておく計画のこと。政府の中央防災会議では、大企業の全てと中小企業の半数以上の設定を目標として、BCPの策定マニュアルを整備するなどの様々な支援策が講じられているところ。また、企業のCSR（社会的責任）の一つとしても位置付けられている。

(2) 公益財団法人化に向けた検討

公益財団法人の認定を受けるため、事業計画に即した事業を的確に行うとともに、本協会運営基盤となる会費収入等を確保するため、引き続き賛助会員や寄附金の募集等の検討を行っていきます。

4 その他の事業

(1) 被災ペット等の救護に関する調査研究及び普及教育活動への助成

災害時における被災ペット等の救護活動や予防対策の実施及び普及啓発に必要な調査研究、被災ペット等の救護に関する普及教育活動の推進を図るため、必要に応じて調査研究及び普及教育活動への助成事業を行います。

(2) 各種行事等への参加

全国的なレベルの動物愛護行事である動物愛護週間中央行事等においてブースを設置するなどして普及啓発活動を実施します。

(3) ペット用品支援用WEBサイトの維持管理及び発送等業務

東日本大震災における被災ペットを保護収容している団体等に対して、ペットフード等の用品をWEBサイトを通じて支援するためのシステムの日常的な維持管理業務並びにペットフード等の用品類の仕入れ及び発送作業を業務委託しています。業務終了時の対応について検討を行う必要があるため、委託業者との協議を行っていきます。

(4) 緊急支援物資保管の見直し

災害発生に備え、緊急支援物資を全国に分散して保管しています。現在、北海道札幌市、東京都新宿区、静岡県静岡市、和歌山県和歌山市、福岡県福岡市の5か所に設置していますが、各所での保管物資量が少なく、災害発生時の現地動物救護本部からの緊急物資支援要請に対応できない状況となっていることから、今後は、関係団体と提携し発災時に物流拠点から搬送することなどについて協議することとしています。なお、この体制が確立した場合は、現在の5か所の緊急支援物資保管施設の見直しを行っていきます。

平成31年度収支予算（案）

2019年4月1日から2020年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減	備 考
1 経常収益				
基本財産運用益				
特定資産運用益				
受取入会費				
受取会費	550,000	550,000	0	
団体特別賛助会員受取会費	300,000	300,000	0	100,000×3団体
団体賛助会員受取会費	150,000	150,000	0	10,000×15団体
個人賛助会員受取会費	100,000	100,000	0	5,000×20名
事業収益				
受取補助金等				
受取負担金				
受取寄附金	9,863,000	10,818,908	△955,908	
一般寄附金	5,400,000	5,400,000	0	
災害支援寄附金				
災害準備寄附金				
受取寄附金振替額	4,463,000	5,418,908	△955,908	
雑収益		60	△60	
受取利息		60	△60	
経常収益計	10,413,000	11,368,968	△955,968	
2 経常費用				
役員報酬	4,000,000			
給料手当	810,000			パート（2日/週）
退職給付費用	540,000			
雑給与				
法定福利費	576,000			厚生年金等
福利厚生費				
派遣費				
委託費	400,000			ホームページ保守管理
旅費交通費	1,550,000			評議員会、理事会等
通信運搬費	400,000			電話、切手等
什器備品費	90,000			アドビソフト等
消耗品費	200,000			
印刷製本費	60,000			パンフ印刷費等
渉外費				
会議費	10,000			評議員会、理事会等
諸謝金	60,000			講師謝金
支払寄附金				
賃借料	400,000			事務所借上家賃
光熱水費	200,000			事務所光熱水費
新聞図書費				
保険料				
修繕費	10,000			事務所修繕費
支払手数料	160,000			振込手数料等
租税公課	100,000			登記申請手数料等
支払負担金	100,000			中央行事負担金
顧問料	583,000			税理士
減価償却費	164,000			コンテナ等
雑費				
経常費用計	10,413,000	11,368,968	△955,968	

勘定科目の変更
を行ったため、
記載せず